

胎内市新型コロナウイルス対策商工業支援事業中小企業等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市内商工業事業者の継続した経営及び意欲的な取組を支えるため、第3条各号に掲げる事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、この補助金受領後も事業を継続する意思がある者又は当該者のみで構成される組織（任意の組織を含む。以下「組織」という。）とする。

- (1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は中小企業者に準ずる者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所を有するもの。ただし、新規創業又は第二創業に取り組む者にあつては、創業後の事業規模が、中小企業者又は中小企業者に準ずる者として市長が認める者で、市内に本社又は本社機能を持つ事業所（第二創業に取り組む者にあつては、その拠点となる事業所を含む。）を有するものに限る。
- (2) 農業者、農業法人等農林水産漁業を主とする業態ではないこと。
- (3) 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 感染防止対策事業
- (2) 減収対策事業

(補助対象事業の内容等)

第4条 前条各号に掲げる事業の内容及びこの補助金の交付基準は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、胎内市中小企業等支援補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）（組織が申請する場合にあつては、胎内市中小企業等支援補助金交付申請書（兼実績報告書）（組織用）（様式第2号））に必要書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書（兼実績報告書）の提出時において、既に補助対象事業が完了しているときは、当該申請書（兼実績報告書）は、実績報告書を兼ねるものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書（兼実績報告書）の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、胎内市中小企業等支援補助金交付決定通知書（兼額の確定通知書）（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第7条 規則第13条第1項に規定する軽微な変更は、別表に規定する事業の内容の変更を伴わず、かつ、変更後の交付申請額が変更前の交付決定額より増額とならない場合の変更とする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を事業実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月11日から施行する。

附 則（令和2年8月6日告示第97号）

この告示は、令和2年8月6日から施行する。

附 則（令和3年4月30日告示第81号）

この告示は、令和3年5月10日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第143号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 感染防止対策事業

事業の内容	事業継続のために、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。
補助対象経費	<p>市内にある店舗、事務所等における感染防止対策のための経費で、次に掲げるもの。ただし、国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされたもの及びこれに附帯する工事費等の経費を除く。</p> <p>(1) 飛まつ対策に係るつい立、仕切り等の購入費及びその設置等経費</p> <p>(2) 換気機能又は空気清浄機能（ウイルス対策が可能なものに限る。）を持つ空調設備の購入費及びその設置等経費</p> <p>(3) 店舗、事務所等の内部のリフォーム工事費（店舗一体型住宅の場合は、店舗部分の工事費に限る。）</p> <p>(4) テレワークシステム導入費（パソコン、タブレット等の汎用性のある機器の購入費を除く。）</p> <p>(5) エアロゾルの可視化、壁等の抗ウイルスコーティングなどの間接的な感染防止対策経費</p> <p>(6) 専門家からの感染防止対策指導及び指導に基づく対策に要する経費</p> <p>(7) その他市長が必要と認める経費</p>
補助金の額	補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
補助上限額	300,000円

備考

- 1 同一事業者による申請は、1回限りとする。
- 2 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに納品、引渡し等及び支払（クレジットカード、買い掛け又はこれらに類似する方法による支払の場合は、その取引に関する金銭の授受が完了したことをもって支払が完了したものとみなす。以下同じ。）がされたものに対する経費を補助対象とする。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の取扱いについては、次の(1)及び(2)に掲げる事業者の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定めるところによる。

(1) 課税事業者（簡易課税事業者を除く。以下同じ。） 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(2) 免税事業者及び簡易課税事業者 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

2 減収対策事業

事業の内容	新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として販路開拓に取り組む。	
補助対象経費	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として取り組む販路開拓に必要な経費で、次に掲げるもの。ただし、国、県、市その他の機関等からの助成金等の対象とされたもの及びこれに附帯する工事費等の経費を除き、(4)においては組織を除く飲食店に限る。</p> <p>(1) チラシ等販促物の製作及び広告等に係る委託費</p> <p>(2) 地元産材を生かした新商品の開発（マーケティング、検査、登録、試作品の製造委託等を含む。）に係る経費</p> <p>(3) 中小企業診断士、税理士等の有資格者又はデザイナー等その分野に精通すると市長が認めた者からの指導及び指導に基づく取組に要する経費</p> <p>(4) テイクアウト又はデリバリーサービス（以下「テイクアウト等」という。）に必要な容器（容器内で使用する仕切り板等を含む。）の購入費</p> <p>(5) その他市長が必要と認める経費</p>	
補助金の額	上記補助対象経費(4)の場合	補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
	上記補助対象経費(4)以外の場合	補助対象経費の3分の2以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
補助上限額	上記補助対象	50,000円

経費(4)の場合	
上記補助対象 経費(4)以外 の場合	300,000円

備考

- 1 同一事業者による申請は、上記補助対象経費(4)及びそれ以外の経費につき、それぞれ1年度につき1回限りとする。
- 2 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに納品、引渡し等及び支払がされたものに対する経費を補助対象とする。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の取扱いについては、次の(1)及び(2)に掲げる事業者の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定めるところによる。
 - (1) 課税事業者 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
 - (2) 免税事業者及び簡易課税事業者 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。